



あの手この手でやってくる 点検商法 に気をつけて！



住宅の屋根や床下、配水管などを「無料で点検します」などと言って突然家に来訪し、点検結果で状態が悪いと告げて消費者の不安をあり、強引に工事や清掃サービスなどを契約させる悪質な手口によりトラブルが起きています。



ワンポイントアドバイス

◆ 突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう

「点検」と称して訪問してくる事業者は、言葉巧みに、時に強引に契約をさせようとします。「点検だけして帰ってもらおう」という考えは危険です。呼んでいない業者を家に入れたり、屋根に上らせないようにしましょう。

◆ その場で契約せず、他の業者から見積もりをもらう等しましょう

点検結果が気になる(心配な)場合でも、その場で契約せず、複数の業者から見積もりをもらい、十分に検討するようにしましょう。

◆ 不安に思ったり、困った時は「消費者ホットライン188」

突然の訪問で契約した場合や、来訪を依頼した内容と違う契約をした場合などは、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。困った時は早めに消費生活センター等に相談しましょう。

契約トラブルなど「こんなのアリ？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】 ^{いやや}☎188 (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999
 都城支所 0986-24-0999
 延岡支所 0982-31-0999

